

○北九州市公設地方卸売市場条例施行規則

令和2年6月19日規則第52号

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則（平成25年北九州市規則第63号）の全部改正

（趣旨）

第1条 この規則は、北九州市公設地方卸売市場条例（令和2年北九州市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目）

第2条 条例第4条の規則で定める食料品は、別表第1に掲げるとおりとする。

（卸売業者の許可の申請書の添付書類）

第3条 条例第10条第2項（条例第17条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 定款
- （2） 登記事項証明書
- （3） 業務を執行する役員 of 市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- （4） 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- （5） 直前事業年度の貸借対照表
- （6） 直前事業年度の損益計算書
- （7） 市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）の納税証明書
- （8） 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- （9） 条例第10条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（卸売業者の保証金の額）

第4条 条例第12条第1項の保証金の額は、次の表のとおりとする。

年間卸売金額	保証金の額
50億円未満	200万円
50億円以上100億円未満	500万円
100億円以上200億円未満	1,000万円
200億円以上	1,500万円

備考 この表において年間卸売金額とは、当該事業年度開始の前日1年間の

卸売金額（卸売業者の許可を受けて1年を経過しない者にあつては、最初の事業年度開始の日以後1年間の卸売の予定金額）をいう。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第5条 条例第19条第1項に規定する事業報告書の作成及び提出は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第21条第1項に定めるところによる。

2 条例第19条第2項の規定による閲覧は、卸売業者の事務所における備置き、インターネットの利用その他の適切な方法によりさせなければならない。

3 条例第19条第2項に規定する規則で定める財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする。

4 条例第19条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

（1） 当該卸売業者に対して卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

（2） 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

（3） 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

（せり人の届出等）

第6条 条例第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

（1） 卸売業者の名称

（2） 当該せり人の氏名、生年月日及び住所

（3） 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しようとする日

（4） 当該せり人が条例第20条第3項の講習を受講した日

2 前項の届出書には、当該せり人の履歴書及び写真を添付しなければならない。

3 条例第20条第4項の規則で定める記章は、第1号様式のとおりとする。

4 条例第20条第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

（1） 卸売業者の名称

（2） 当該せり人の氏名、生年月日及び住所

（3） 当該せり人が市場におけるせり売の業務に従事しなくなった日

（仲卸業者の許可の申請書の添付書類）

第7条 条例第21条第2項（条例第25条第4項及び第26条第4項におい

て準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる仲卸業者の許可を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である者 次に掲げる書類

- ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真
- イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類
- ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類
- エ 市町村税の納税証明書
- オ 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- カ 条例第21条第3項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人である者 次に掲げる書類

- ア 定款
- イ 登記事項証明書
- ウ 業務を執行する役員 of 市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書
- エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- オ 直前事業年度の貸借対照表
- カ 直前事業年度の損益計算書
- キ 市町村税の納税証明書
- ク 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- ケ 条例第21条第3項第1号、第3号、第4号又は第6号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(仲卸業者の事業報告書の提出等)

第8条 条例第28条の事業報告書は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した書面により作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名又は名称
- (2) 仲卸業務の概要に関する事項
- (3) 従業員の状態に関する事項
- (4) 資産及び負債に関する事項
- (5) 損益計算に関する事項
- (6) 利益金の処分又は欠損金の処理に関する事項

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(売買参加者の承認の申請書の添付書類)

第9条 条例第29条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる売買参加者の承認を受けようとする者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人である者 次に掲げる書類

ア 当該個人の履歴書、住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書、印鑑登録証明書及び写真

イ 直前事業年度の貸借対照表又はこれに類する書類

ウ 直前事業年度の損益計算書又はこれに類する書類

エ 市町村税の納税証明書

オ 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書

カ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 法人である者 次に掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 業務を執行する役員 of 市区町村長が発行する身分証明書及び履歴書並びに代表者の写真及び印鑑登録証明書

エ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

オ 直前事業年度の貸借対照表

カ 直前事業年度の損益計算書

キ 市町村税の納税証明書

ク 当該事業年度開始の日以後2年間における仕入計画書

ケ 条例第29条第3項第1号又は第3号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(受託拒否の正当な理由)

第10条 条例第34条第2項の規則で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

(1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合

(2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると市長が認める場合

- (3) 卸売業者が卸売業務のために使用する市場施設の受入能力を超える場合
  - (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
  - (5) 販売の委託の申込みが条例第38条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
  - (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
  - (7) 販売の委託の申込みが条例第9条各号のいずれかに該当する者から行われたものである場合
- (仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売に係る報告)

第11条 条例第35条第3項の規定による報告は、同条第1項の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
  - (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方
- (市場外にある生鮮食料品等の卸売に係る報告)

第12条 条例第36条の規定による報告は、同条の卸売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
  - (2) 当該卸売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量及び出荷者並びに相手方
- (市場外の場所に設置する卸売業務の用に供する施設の指定の申請書の添付書類)

第13条 条例第37条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする施設の指定の必要性を記載した書面
  - (2) 指定を受けようとする施設の位置を記入した図面
- (卸売業者による売買取引の条件の公表)

第14条 条例第38条の規定による公表は、次に掲げる事項について、卸売場又は卸売業者の事務所の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間

- (2) 取扱品目
  - (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
  - (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額
  - (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
  - (6) 出荷者に交付する出荷奨励金、買受人に交付する完納奨励金その他の売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する販売代金以外の金銭（第19条第1項第3号において「奨励金等」という。）がある場合は、その内容、交付の基準及び交付額
- （受領した生鮮食料品等に異状を認めたときの報告）

第15条 条例第39条第3項の規定による報告は、同条第1項又は第2項の検収を行った後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該検収を行った生鮮食料品等が市場に到着した日時
- (3) 当該検収を行った生鮮食料品等の品目、産地及び数量並びに委託者及びその代理人の氏名又は名称及び住所
- (4) 異状の内容、程度及び原因並びに異状を認めた生鮮食料品等の数量（卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示）

第16条 条例第40条第1項の規定による措置は、卸売をした生鮮食料品等に売渡票を添付することにより行うものとする。

（仲卸業者が卸売業者以外の者から買い受けて販売したときの報告）

第17条 条例第41条第2項の規定による報告は、同項の規定による販売をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名又は名称
- (2) 当該販売をした生鮮食料品等の品目、産地、数量、出荷者及び販売金額並びに相手方

（卸売業者による売買取引の結果等の報告）

第18条 条例第44条の規定による報告は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) その日の主要な品目（別表第2に規定する品目をいう。以下同じ。）の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の報告は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて報告すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値（最も高い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）、中値（最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、加重平均価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）及び安値（中値未満の卸売価格のうち、最も卸売の数量が多い卸売価格をいう。ただし、個々の商品ごとに卸売価格を決定する品目については、最も低い卸売価格をいう。次条第2項第2号及び第20条第2項第2号において同じ。）に区分して報告すること。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第19条 条例第45条の規定による公表は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

(1) その日の主要な品目の卸売予定数量

(2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

(3) その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては、その月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事項にあっては、その日の卸売を開始する時刻の30分前までに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地と併せて公表すること。

(2) 前項第2号に掲げる事項にあっては、その日の卸売が終了した後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。

(3) 前項第3号に掲げる事項にあっては、その月の末日までに公表すること。

(市長による売買取引の結果等の公表)

第20条 第46条の規定による公表は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関する次に掲げる事項について、卸売場の見やすい場所における掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。

- (1) その日の主要な品目の卸売予定数量
- (2) その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格

2 前項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる事項にあつては、条例第44条の規定による報告を受けた後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、主要な産地並びに前日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格と併せて公表すること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項にあつては、条例第44条の規定による報告を受けた後速やかに、条例第33条に定める売買取引の方法ごとに、卸売価格を高値、中値及び安値に区分して公表すること。

(委託手数料の設定及び変更に係る報告)

第21条 条例第48条の規定による報告は、委託手数料の設定又は変更をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該委託手数料の率
- (3) 当該委託手数料の率を適用する取扱品目
- (4) 当該委託手数料の率とする理由

(売買仕切金の前渡し等に係る報告)

第22条 条例第49条の規定による報告は、出荷者に対する売買仕切金の前渡し、売買仕切金の支払を担保する保証金の差し入れ又は出荷を誘引するための資金の貸付け(第2号から第4号までにおいて「売買仕切金の前渡し等」という。)をした日の属する月の翌月10日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 当該売買仕切金の前渡し等をした出荷者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該売買仕切金の前渡し等の額
- (4) 当該売買仕切金の前渡し等をした理由

(卸売価格の変更)

第23条 条例第51条の規則で定める場合は、卸売をした生鮮食料品等が種類、品質又は数量に関して著しく契約の内容に適合しないものである場合と



する。

(施設の使用指定等)

第24条 条例第53条第1項又は第2項の規定により施設の使用指定等を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 当該施設の使用指定等を受けようとする市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第53条第5項の保証金の額は、同条第2項の規定による許可を受けた者が条例第59条各項の規定により納入する使用料の3倍に相当する額とする。

(施設の用途変更等)

第25条 使用者は、条例第54条ただし書の規定により市場施設の用途を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該用途変更に係る設計書及び費用見積書を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該用途変更後の用途、用途変更の時期及び用途変更の理由

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 使用者は、条例第54条ただし書の規定により市場施設の全部若しくは一部を転貸し、又は他人に使用させようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 施設の使用指定等を受けた市場施設の種類、使用面積、使用期間及び使用目的

(3) 当該転貸又は使用(次号において「転貸等」という。)に係る相手方の氏名又は名称及び住所

(4) 当該転貸等をする市場施設の面積、転貸等の期間及び転貸等の理由  
(施設の原状変更)

第26条 使用者は、条例第55条ただし書の規定により市場施設に増築、改築、造作の付加、模様替その他の原状に変更を加える行為(以下この条において「施設の原状変更」という。)を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書に当該施設の原状変更に係る設計書及び費用見積書を

添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所

(2) 当該施設の原状変更を行おうとする場所、内容及び理由

(3) 当該施設の原状変更に関し工事を伴う場合は、当該工事の施行者の氏名又は名称及び住所

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第55条ただし書の規定により施設の原状変更を行う使用者は、当該施設の原状変更を行った後直ちに市長に届け出て検査を受けた後でなければ、当該施設の原状変更を行った部分を使用することができない。

(身分を示す証明書)

第27条 条例第61条第3項の身分を示す証明書は、第2号様式のとおりとする。

(様式)

第28条 条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に産業経済局長が定める。

(委任)

第29条 この規則の施行について必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この規則は、令和2年6月21日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種類	品目
穀物加工品	小麦加工品及び米加工品
豆加工品	みそ加工品、煮豆加工品、納豆及び豆腐
麺類	うどん、そば、中華そば、ビーフン、マカロニ及びスパゲッティ
即席食料品	茶漬けの素、混ぜ御飯の素、スープ及びだし汁類
冷凍食品	ぎょうざ、しゅうまい及びグラタン
付帯食品	だいこんのケン、大葉、にんじんのケン、だいこんおろし、しょうゆ及びたれ類
その他	水産物（生鮮水産物を除く。）を原料とした加工品、飲料水及び水産物缶詰類

備考 付帯食品とは、刺身及び焼物製品の付帯品をいう。

別表第2（第18条関係）

（1） 鮮魚

まいわし、まあじ、まさば、天然ぶり及び養殖ぶり、ひらす、かんぱち、かつお、まぐろ、かれい、天然ひらめ及び養殖ひらめ、たちうお、天然まだい及び養殖まだい、あまだい、天然すずき及び養殖すずき、天然とらふぐ及び養殖とらふぐ、やりいか、たこ、くるまえび、うに、あわび、さざえ、殻付きかき並びにあさり

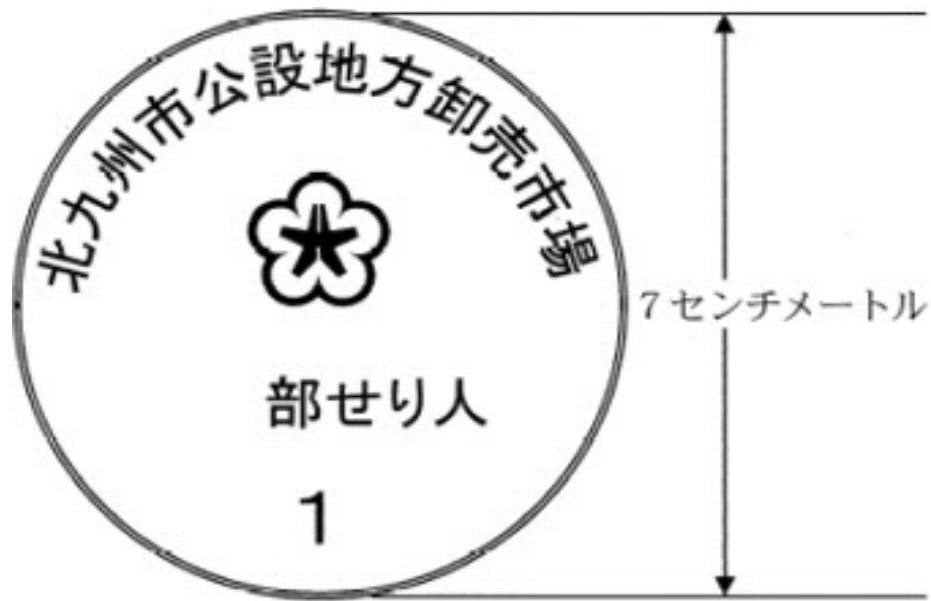
（2） 冷凍魚

さば、かれい、あかうお、ししゃも、たこ及びかに

（3） 塩干加工品

塩さば、塩べにぎけ、たらこ、塩かずのこ、いり子及びちりめん

第1号様式（第6条関係）



形状及び品質は、別に産業経済局長が定める。

第2号様式（第27条関係）

（表面）

<p style="text-align: center;">第 号 身 分 証 明 書</p> <p>所属 職名 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、北九州市公設地方卸売市場条例第61条第1項及び第2項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>年 月 日 北九州市長 印</p>	<p style="text-align: center;">写</p> <p style="text-align: center;">真</p>
--	---

12センチメートル

8センチメートル

（裏面）

北九州市公設地方卸売市場条例（抜粋）

第61条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者若しくは仲卸業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、卸売業者若しくは仲卸業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、施設の使用指定等を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前2項に規定する立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。